平成２４年（フ）第１１９号
相模原市中央区弥栄２丁目２番１号　ディオール栄１―301
債務者　佐山　雄一
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１２２号
相模原市緑区原宿４丁目12番43号　シティーハイツ１―103号
債務者　植木三佐夫
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５０号
新潟市西区平島769番地１　京ハイツ202号
債務者　渡邉　一幾
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１４号
新潟県五泉市蛭野1580番地、前住所新潟市東区石山団地10番８号
債務者　柄澤　秀子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２８号
新潟市東区太平４丁目21番地６　リバーハイツ101
債務者　羽田　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４１号
新潟市江南区下早通２丁目５番８号
債務者　渡邊ひとみ
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８６号
愛知県一宮市下川田町１丁目26番地　メゾンあい303号
債務者　荒木　　浩
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１３５６号
堺市中区深井東町3037番地１　泉北深井グリーンハイツ106号
債務者　森安電工こと　森安　敏秀
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
堺市東区日置荘西町６丁35―75、住民票上の住所堺市中区深井沢町3344番地　レジデンス川原202号
債務者　福岡　譲二
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
堺市北区新金岡町２丁３番２―101号
債務者　吉岡　惠子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
堺市北区新金岡町３丁５番18―206号、前住所堺市北区東浅香山町３丁145番地１　浅香山団地９―404号
債務者　吉岡ゆかり
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
堺市東区丈六173番地２　辻本ビル202号
債務者　西シャッターこと　西　　昌晴
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
堺市堺区榎元町６丁２番20号　メゾン・サン103号、前住所堺市北区新金岡町５丁６番318号
債務者　鈴木　寛之
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
香川県高松市屋島西町2316番地１　県営住宅屋島西団地22棟205号室
債務者　田尾まゆみ
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１２号
福岡県行橋市西宮市２丁目６番29号
債務者　楠　　輝美
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第６号
北海道檜山郡上ノ国町字石崎334番地の２
債務者　藤岡ルミ子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２４年（フ）第３７号
山口市大内長野719番地15
債務者　安光　裕美
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　山口地方裁判所民事部破産係